

令和2年度個人情報保護委員会調達改善計画の年度末自己評価（概要）
（対象期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日）

令和3年7月1日
令和3年11月12日
（一部追記）
個人情報保護委員会

第1 一者応札の改善

令和2年度は、以下のチェックプロセスを実施。
入札説明会等に参加したが、応札しなかった者からの意見聴取。
→ 一者応札であった12事業を対象に実施。

意見聴取により判明した課題	今後の対応方針
調達数が小規模であるため、利益と経費の関係で応札困難。	参加資格の等級の拡大及び応札可能事業者の拡大策の検討を行う。
社内の体制から仕様書にて求めるサービスの提供等を行うことが困難。	調達スケジュールを前倒す等して、業者の作業期間を確保する。また、対応可能な事業者について、事前把握に努める。
調達仕様に対して自社の製品を提供することが困難。	資料閲覧期間を十分に確保するとともに、業者の準備期間も十分に確保する。

第2 随意契約の事前審査の実施

競争性のない随意契約15事業（公募1件を含む）について、個人情報保護委員会に設置している随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施。

第3 調達における公告期間の確保の徹底

総合評価落札方式の調達の場合には、公告期間を30日以上確保することを徹底。

第4 一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化

令和2年度は、以下のチェックプロセスを実施。

① 一者応札に対する事後チェック

→ 一者応札であった12事業を対象として開札後において、セルフチェックリストによる入札手続の妥当性等のチェックプロセスを実施。

② 個人情報保護委員会入札等監視委員会による審査

→ 令和元年度事業の契約状況に対し、有識者より意見聴取を実施。

第5 その他の取組

- ①前年度に引き続き、汎用的な物品・役務における共同調達を実施。
- ②契約状況について、外部有識者からの意見を聴取。

以上

その他の取組

調達改善計画		令和元年度年度末自己評価結果(対象期間:令和2年4月1日～令和3年3月31日)		
具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があった と判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
調達事務に係る研修の実施等 ・年度内に1回程度、委員会の各班調達事務担当者向けに調達研修を実施する。 ・調達事務に係るマニュアルを作成し、業務の標準化を図る。	継続	-	委員会事務局職員における会計業務に関する理解促進を図るため、各班調達事務担当者に対して、個別に説明を行った。	-
契約の事後検証の実施 ・個人情報保護委員会が行う全ての契約について、少なくとも年度内に1回、第三者の立場から監視を行うために設置している入札等監視委員会において、調達方法、調達手続の過程、契約の内容等について外部有識者による検証を実施する。 ・契約における外部有識者からの意見を聴取し、次回以降の調達に反映させる。	継続	-	入札等監視委員会の外部有識者から意見を聴取し、次回以降の調達に反映させる。	-
汎用的な物品・役務における共同調達等 ・汎用的な物品・役務における共同調達については、既にその大部分で実施しているところ、前年度までに実施した品目を継続して実施するとともに、引き続き、共同調達の拡大及び品目の増加に努める。	継続	-	前年度に引き続き、汎用的な物品・役務における共同調達を実施。	-
オープンカウンター方式の実施 ・少額の随意契約を行う案件について、オープンカウンター方式により提出箱等に自由に見積書を受け付ける調達を行い競争性、公平性の確保を図る。	新規	-	新型コロナウイルス感染症対策を優先し、業者の事務局内への立ち入りを減らす観点から、実施を見合わせた。	-

外部有識者からの意見聴取の実施状況
 (対象期間:令和2年4月1日～令和3年3月31日)

外部有識者の氏名【政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合(兼入札等監視委員会) 赤羽 貴座長】 意見聴取日【令和2年9月11日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和元年度個人情報保護委員会調達改善計画年度末自己評価の結果について	○今後も、できるだけ一社応札にならないよう、努力と工夫を続けること。	○ご指摘を踏まえ、一社応札改善に向けた取組を一層充実させる。

※令和3年11月12日追記

外部有識者の氏名【政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合(兼入札等監視委員会) 赤羽 貴座長】 意見聴取日【令和3年8月3日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和2年度個人情報保護委員会調達改善計画年度末自己評価の結果について	○調査の業務委託に関して、落札率が非常に低いものが見受けられる。適切な入札、成果物のクオリティを確保するためにも、仕様書の内容をしっかりと固めるべき。 ○引き続き、一者応札にならないよう、努力と工夫を続けること。	○調査の業務委託に関して、落札率が非常に低いものが見受けられる。適切な入札、成果物のクオリティを確保するためにも、仕様書の内容をしっかりと固めるべき。 ○引き続き、一者応札にならないよう、努力と工夫を続けること。

一者応札の要因分析一覧		
件名	要因（※入札説明書を取り寄せたが応札しなかった者からの聞き取り結果）	対応策
令和2年度検査情報管理システムに係る運用等業務	既存システムの運用・保守のため、新規参入業者にとってはトラブル時の対応や環境変更などのリスクが大きい。	資料閲覧期間を十分に確保するとともに、業者の準備期間も十分に確保した入札スケジュールにする。
令和2年度報告受付管理システムに係る運用保守等業務	既存システムの運用・保守のため、新規参入業者にとってはトラブル時の対応や環境変更などのリスクが大きい。	資料閲覧期間を十分に確保するとともに、業者の準備期間も十分に確保した入札スケジュールにする。
令和2年度自動車運行管理業務	公用車台数が少規模の運行管理をする場合、利益と経費の関係で、応札困難。 乗務員不足により、乗務員の人的融通が困難。	参加資格等級の拡大及び応札可能事業者の拡大策の検討を行う。
令和2年度新聞記事のクリッピング作業	作業人員の確保が困難。	参加資格等級の拡大及び応札可能事業者の拡大策の検討を行う。
令和2年度マイナンバー保護評価システムの運用及び保守業務	他業者が更改を行ったシステムの保守は困難。	資料閲覧期間を十分に確保するとともに、業者の準備期間も十分に確保した入札スケジュールにする。
個人情報保護に係る主要課題に関する海外・国内動向調査	入札説明書を取り寄せた者がなかったため意見聴取は実施できなかったが、事業が要する専門知見への対応や作業人員の確保などが困難であったことが要因として考えられる。	引き続き調査内容の実施に対応しうる事業者に関する事前の把握に努める。
日米欧における個人データの越境移転に関する実態調査	作業人員の確保が困難。 新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、入札説明会を開催しなかったこと。	各社のリソースを踏まえ、より多くの者に応札いただけるよう、調達スケジュールを前倒す等して、業者の作業期間を確保する。 新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、入札説明会を開催しなかったが、次回以降は特段の支障がない限り、入札説明会を開催する。
個人情報保護法第24条に基づくEU及び英国の指定に係る見直しに関する調査	業務を履行するために必要な十分な実績や知見を有していなかったため。	調査内容の実施に対応しうる事業者に関する事前の把握に努める。
地方公共団体向けマイナンバー漏えい等事案に対する対処訓練業務	入札参加意思はあったものの、書類の準備に間に合わなかったため。	業者の準備期間を十分に確保した入札スケジュールにする。
令和2年度「認定個人情報保護団体シンポジウム開催」に係る広報活動及びシンポジウム運営支援業務	各社の過去の知見より、入札しても受注できないと判断したため。 作業人員の確保などが困難。	入札に参加可能と思われる事業者を事前に調査し、把握に努める。
令和2年度報告受付管理システムの機能改修に係る設計・開発等業務	他社が構築したシステムの改修は困難。	資料閲覧期間を十分に確保するとともに、業者の準備期間も十分に確保した入札スケジュールにする。
次期監視・監督システムの機器・施設の提供等	設計開発業務と密な連携を必要とする契約であり、当該契約業者以上の提案が難しかったため。	入札に参加可能と思われる事業者を事前に調査し、把握に努める。